

# 元兵士が再び脅威にならないためには

## 序章

1日に約10件。この数字は2014年にイラクで起こったテロ事件、計3,925件を日数で割ったものである<sup>1</sup>。2018年、赤十字国際委員会（ICRC）は、2001年から2016年の間に行われた世界の武力紛争は、前世紀と比較して2倍以上に増加し、70件以上であったと報告した。1つの紛争に2つの武装勢力が関与していた事例は全体の約3割に過ぎず、4割から6割の事例では3つから9つ、またはそれ以上の武装勢力が関与していた。また、この報告書内で過去6年間に存在した武装勢力の数は、その前の60年間に存在していた武装勢力の数よりも多いことを述べている<sup>2</sup>。

冷戦終結後、戦争は大きく異なる構造で行われるようになった。イギリスの政治学者メアリー・カルド一の『新戦争論』によると、冷戦以前は国家同士の争いであったものが、国家対非国家、または非国家対非国家という構造にシフトしていった。彼女は前者を「古い戦争」、後者を「新しい戦争」と表現している。「新しい戦争」では、それまで国家間戦争を支えるだけの存在であった武装組織や地域コミュニティ、個人といった非国家が主体となって戦争が行われるようになった<sup>3</sup>。

戦争の在り方が変わったことにより国際平和の在り方にも変革が求められた。戦争の主体が複雑化し、敵と味方の境界がナショナルからローカルまでの様々なレベルで引かれるようになったことから、ナショナルなレベルでの平和だけではなく、ローカルなレベルでの平和も考えることが求められるようになった。

第6代国連事務総長を務めたエジプトの国際法学者ブトロス・ブトロス・ガリは、自らの報告書である『平和への課題』で国連が広範囲の分野におよび国際社会の平和のために尽力する必要性があると説き、新しい平和の在り方を提唱した。さらに紛争に従事した兵士の武器の破壊や社会復帰の必要性を説いた<sup>4</sup>。その後の2007年国連安全保障理事会（安保理）において、DDR（Disarmament, Demobilization, Reintegration）、すなわち武装解除・動員解除・社会再統合が治安の安定化や国家再建に関する重要要素として言及された<sup>5</sup>。

ここで本論文のテーマとなる「平和」と「平和構築」の定義について考える。

---

<sup>1</sup> National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism. (2014) *Overview: Terrorism in 2014, BACKGROUND REPORT* ([https://www.start.umd.edu/pubs/START\\_GTD\\_OverviewofTerrorism2014\\_Aug2015.pdf](https://www.start.umd.edu/pubs/START_GTD_OverviewofTerrorism2014_Aug2015.pdf)) (accessed July 4, 2020.), p2.

<sup>2</sup> International Committee of the Red Cross. (2018) *The Roots of Restraint in War*. ([https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/4352\\_002\\_The-roots-of-restraint\\_WEB.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/4352_002_The-roots-of-restraint_WEB.pdf)) (accessed July 4, 2020.), pp13-14.

<sup>3</sup> 「新しい戦争」の概念は、Mary, Kaldor. (1999) *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford: Stanford University Press (=山本武彦・渡部正樹訳(2003)『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』、岩波書店) に2章・4章に述べられている。

<sup>4</sup> Boutros-Ghali, B. (1992) *An Agenda for Peace: Preventing Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping*, UN Document, A/47/277-S24111, June 17, 1992. (ブトロス・ブトロス・ガリ『平和への課題』国際連合広報センター、1992年。), p28.

<sup>5</sup> 峯陽一ほか編(2010)『アフリカから学ぶ』、有斐閣、p182.

ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥングは、「消極的平和」と「積極的平和」という2つの平和の概念をそれぞれ直接的暴力と構造的暴力に関連付けた。ここから、直接的暴力がない状態、つまり戦争や大規模な殺戮などの不在を「消極的平和」と呼び、貧困や抑圧、差別などの構造的暴力の解体を「積極的平和」と定義する。

ガリの『平和への課題』にもとづいて<sup>6</sup>、われわれは平和構築を、紛争状態から平和を創造し、それをさらに永続的なものとするために経済や社会などに働きかける持続的かつ協力的な活動と定義する。『平和への課題』が発表されて以降、国連をはじめとした国際社会が積極的に平和構築に関与するようになった。

モザンビークでは1992年の包括的和平合意以降、紛争は再発していないが、一部の元兵士による銃撃戦が2012年に発生した。この背景には、動員解除後の元兵士の一部が経済的支援を受けられず、彼らが貧困に陥りかつ不満を持ったことが原因として挙げられている<sup>7</sup>。このように武装解除が完了しても、社会再統合が適切に行わなければ彼らの生活に不満が生じ、再び武装化し、国内のみならず国外においても罪を犯す危険性がある。

これを受けて、われわれが提示する問いは、元兵士が再武装化や犯罪行為を行わないためには、どのようなアプローチによって元兵士の利益を増大させることができるかである。

この問いに対してわれわれは、再武装化や犯罪行為に加担する利益と、社会で合法的に働くことの利益を比較した際に、後者が兵士にとってより魅力的であることを示すことが重要であると考え。そのために各主体が連携したマルチラテラルな就業支援プログラムを実施することで、世界的な問題の脅威を解決できると仮定する。

本論文では、まず元兵士が紛争後に様々な脅威を生み出す潜在的な要因は、合法的な経済的自立が達成されないことによるものとし、その原因を制度の問題、元兵士自身の問題に分けて分析する。分析をもとに新たな就業支援プロジェクトを提示することで、上記の要因を解決できると仮定する。そして、具体的にどのような主体がどのような役割を果たしうるのかについて事例分析結果をもとに論証していく。

第1章では、元兵士の定義付けを行い、「新しい戦争」による市民の紛争参加について述べる。また元兵士が脅威に繋がることをモザンビークとリベリアの事例をもとに示す。

第2章では、元兵士が脅威となる選択をする理由を合法的な経済的自立の未達成にあると事例をもとに指摘する。加えて、その要因を制度の問題、元兵士自身の問題の2つの観点から分析する。分析を踏まえた上で、元兵士が合法的な経済的自立を達成するためには、安定した就業の継続と、その実現の手段として適切な職業訓練の機会が必要であることを示す。元兵士に対して行われた職業訓練の内容の問題点と、職業訓練から就業を結びつける上での問題点を提示する。

第3章では、第2章で明らかになった職業訓練の問題点を踏まえ、解決策に必要な要素を挙げる。この問題を解決するためには、多主体間主義、すなわちマルチラテラルなアプローチによる職業訓練を伴った就業支援プロジェクトが必要であることを述べる。そして具体的な解決策を提示し、本論文の限界と今後の課題点を示す。

<sup>6</sup> Boutros-Ghali, B. (1992) An Agenda for Peace: Preventing Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping, UN Document, A/47/277-S/24111, June 17, 1992. (ブトロス・ブトロス・ガリ『平和への課題』国際連合広報センター、1992年。), p29.

<sup>7</sup> 網中昭世(2017)「モザンビークにおける政治暴力発生メカニズム——除隊兵士と野党の役割」『アフリカレポート』, ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55\\_62/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55_62/_pdf/-char/ja)) (2020年7月2日。), p55, pp63-73.

終章では、論文全体の内容を踏まえ、今後の展望について言及し、本論文の結びとする。

## 第1章 紛争後の兵士について

本章では、まず兵士の定義を述べ、DDRについてその内容と定義の変遷を示す。次に、元兵士が脅威となることをモザンビークとリベリアの例から示し、本論文のグランドテーマである「世界的諸問題の脅威」と元兵士の関連性を明らかにする。最後に、マルチラテラリズムを定義し、グランドテーマの副題である「現代のマルチラテラリズムを問う」の解釈を述べる。

### 第1節 元兵士とDDR

本節ではまず兵士を定義した上で、兵士が元兵士になる過程であるDDRについて述べる。

#### 第1項 兵士とは誰か

兵士とは、正規の軍隊及び非正規の武装集団を含む軍事組織に属する戦闘員のことをいう<sup>8</sup>。さらに武装集団は、政府軍とは異なり非国家の紛争に従事する集団を指す<sup>9</sup>。また赤十字国際委員会は、戦闘員とは敵対行為に積極的に参加する者とし、医療従事などの間接参加においては戦闘員として含めていない<sup>10</sup>。

序章で述べた「古い戦争」から「新しい戦争」への変遷の過程において、主体や戦い方のみならず兵士の性質にも変化が起きている。「古い戦争」での兵士は、戦争の前に適切な訓練や軍事的教育を受けていた。一方、「新しい戦争」での兵士たちは、国の軍隊以外にも武装集団にまで所属する範囲が拡大しており、適切な軍事的教育を受けられないことが多い。代わりに、民族意識や仲間意識などのアイデンティティ<sup>11</sup>によって戦闘意識を促し、洗脳する方法がとられている。これによる兵士の道徳的・倫理的感覚の麻痺は、戦闘行為の残酷さを増大させている<sup>12</sup>。

#### 第2項 DDRの定義とその変遷

紛争終結後、多くの兵士は社会に復帰するために、様々な活動や支援を受ける必要がある。その代表例

---

<sup>8</sup> 山根達郎(2007)「元戦闘員が再統合される社会の検討——DDRを通じた国家ガバナンスの変容を中心に」『国際政治』、2007(149)、p141.

<sup>9</sup> United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs. (2008) *Glossary of Humanitarian Terms*, (<https://www.who.int/hac/about/reliefweb-aug2008.pdf?ua=1>) (accessed July 2, 2020.), p12.

<sup>10</sup> Nils Melzer. (2009) INTERPRETIVE GUIDANCE ON THE NOTION OF DIRECT PARTICIPATION HOSTILITIES UNDER INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW, Geneva: ICRC (=黒崎将広訳(2012)『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』赤十字国際委員会.), pp26-29.

<sup>11</sup> 自己同一性。物や人、集団がそれ自身と等しいことを表す[熊野純彦]。今村仁司ほか編(2008)『社会学思想辞典』岩波書店、pp238-241.

<sup>12</sup> 石塚勝美(2017)『ケースで学ぶ国連平和維持活動——PKOの困難と朝鮮の歴史』創成社、pp22-25.

として DDR と呼ばれる活動があり、和平合意がなされた後に一貫した流れで行われている。このプロセスは兵士から武器の回収と軍事組織の解体を行い、元兵士を社会に再統合させることを指す。これらは当事者の自発的な態度を基本としている。DDR の目的は、軍事組織や元兵士が再び武力を行使することによる紛争の再発や犯罪の発生を抑え、社会にとっての不安定要素をなくすことである。

DDR は、1990 年代に国連平和維持活動 (PKO) の新しい取り組みとして編み出された<sup>13</sup>。DDR に対する関心の高まりを受けて、1999 年 7 月 8 日の安保理で、初めて DDR の問題を議論した<sup>14</sup>。会議後の声明において安保理は、この問題のさらなる検討を促進するために、報告書を提出するよう要請した<sup>15</sup>。この声明にもとづき、2000 年に国連安保理に国連事務総長報告書「DDR における国連平和維持の役割」が提出された。そして、この報告書に基づき 2000 年から 2005 年まで、6 つの PKO の中に DDR が組み込まれ、活動が行われた。

この 5 年間では PKO だけでなく、他の国連機関や NGO による DDR の活動が発展した。また、スリランカやソマリアなど PKO 環境下でない国の DDR に対する国連の関与が高まった<sup>16</sup>。こうした状況から、2005 年 6 月 22 日の国連決議の意向を受け、第 60 回国連総会で「DDR に関する国連事務総長報告書」が提出された。これは機関間ワーキンググループによって作成された「統合 DDR スタンドワード」と呼ばれるものである。ここでの DDR の定義は以下の通りである。

武装解除とは、元兵士（一般市民の場合も）の所持する、軽兵器と重兵器、弾薬・爆発物、小型武器を回収し、文書化して、管理・破棄を行うことである。武装解除は、武器管理プログラムの一環であるため、次の段階に進むことができる。

動員解除とは、軍隊や武装組織で活動する戦闘員を正式かつ統制された形で除隊させることである。動員解除の第 1 段階では、一時的な待機所にいる戦闘員を駐屯地、野营地、集合場所や兵舎など予め指定された場所（収容所キャンプ）に移動させる。第 2 段階では、動員解除された兵士に再挿入を目的とする支援が提供される。

再挿入とは、動員解除中に元兵士に提供される支援である、長期的な社会復帰プロセスに先立って行われる。（略）

社会再統合とは、元兵士が社会的地位を獲得し、継続的な雇用と収入を得るためのプロセスである。社会再統合は基本的には社会的・経済的支援であり、計画の時間的裁量は自由かつ主に地域レベルのコミュニティで行われる。これは国全体の発展と国家債務の一部であり、外部からの長期的な支援を必要とすることが多い<sup>17</sup>。

DDR は国連マンデートに組み込まれ、国連組織や NGO は、この指針に基づいて活動した。複雑化し

<sup>13</sup> 山根達郎(2007)「元戦闘員が再統合される社会の検討——DDR を通じた国家ガバナンスの変容を中心に」『国際政治』、2007(149)、p141.

<sup>14</sup> United Nations Security Council, (2000) *The Role of United Nations Peacekeeping in Disarmament, Demobilization and Reintegration*, UN Documents, S/2020.101, para.1, February 11,2000. (<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20S2000101.pdf>) (accessed July 4, 2020.)

<sup>15</sup> Ibid., para.1.

<sup>16</sup> United Nations General Assembly, (2006) *Disarmament, demobilization and reintegration*, UN Document, A/60/705, para.4, March 2, 2006 (<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20A60705.pdf>) (accessed July 4, 2020.)

<sup>17</sup> Ibid., paras.23-27.

た紛争に対応し幅広いステークホルダーに持続的な平和をもたらすために、2017年に機関間ワーキンググループは、DDRを改訂することを決めた<sup>18</sup>。また、改訂版にはSDGsの要素も組み込まれた<sup>19</sup>。そして改訂版統合DDRスタンダードは、2019年11月19日に発表された。

### 第3項 元兵士とは誰か

第2項ではDDRの定義とその変遷を示した。これを踏まえ、われわれは武装解除・動員解除が形式的にも実質的にも完了した状態の人を元兵士と呼ぶこととする。紛争が終結し戦闘行為は行わなくなったものの、武装解除と動員解除が完了していない段階の人々は、兵士から元兵士への移行期にあると捉える。

元兵士はDDRの社会再統合の段階を経て一般市民としての生活を取り戻していく。この段階は通常、「現金か現物による補償」「訓練」「職と収入創出のプロジェクト」の提供を伴う<sup>20</sup>。元兵士の中には、再編された国軍に入る人や、職業訓練の経験を生かして新しい仕事に就く人もいる。

### 第2節 グランドテーマと元兵士の関連性

本節では、元兵士が世界的問題であり脅威を及ぼすことを証明し、マルチラテラリズムの定義を述べることで本論文とグランドテーマの関連性を明らかにする。

#### 第1項 世界的諸問題の脅威

第2章で述べるが、元兵士の社会再統合は必ずしも成功しているわけではない。元兵士の中には、武装解除をしたにもかかわらず再び武器を手にとって武装集団に入ったり、給料の高い麻薬や武器の密輸といった罪を犯したりする人もいる。

例えば、リベリアでは数千人の元兵士がダイヤモンド、金、天然ゴムなどの天然資源の違法搾取を目的として武装集団を再結成していると国連が報告している<sup>21</sup>。モザンビークにおいては、確約された支援を受けられないことから元兵士が不満を持ち暴動につながった例や、武装組織から再度徴兵されるという問題が指摘されている<sup>22</sup>。

今回われわれは、このように新たな脅威を生み出した、あるいは今後生み出す可能性がある元兵士に焦点を当てる。なぜなら、彼らは紛争後社会において平和構築の様々な取り組みによって生まれ始めた安定と秩序を脅かす存在と考えられるからだ。

<sup>18</sup> United Nations Institute for Training Research (2019) *DISARMAMENT, DEMOBILIZATION, AND REINTEGRATION*. (<https://unitar.org/sustainable-development-goals/peace/our-portfolio/disarmament-demobilization-and-reintegration>) (accessed July 5, 2020.)

<sup>19</sup> Ibid.,

<sup>20</sup> Op.cit, (2000), para.2

<sup>21</sup> United Nations Security Council, (2007) *Fifteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Liberia*, UN Document, S/2007/479. (<https://digitallibrary.un.org/record/605175>) (accessed July 4, 2020.), para.32.

<sup>22</sup> Hinako, Toki. (2004) *Peace-Building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: The Experiences of Mozambique and Sierra Leone*. ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_02.pdf)) (accessed July 4, 2020.), piii.

元兵士が再武装したり罪を犯したりすることが世界各地で起こっていることを世界的な問題と捉え、これにより各地で紛争の再発の恐れが高まることや、周辺国に武装した人員や犯罪が波及することが脅威であると定義する。

## 第2項 現代のマルチラテラリズム

第1節で述べた元兵士による世界的な問題の脅威を解決するには、マルチラテラリズムを重要視したアプローチが必要である。この概念は国家だけでなく、複数の主体が協力し合って問題解決を目指す多主体間主義とし、その根拠を述べていく。マルチラテラリズムは通常、「多国間主義」と訳されるのが一般的である。国際関係学の代表的な研究者の一人であるジョン・G・ラギーは、以下のように述べている。

「一般的な原則に則って、3カ国以上の国家の間で関係を調整する制度体制」と定義し、「一般的な行動原則」を「当事者の個別的な利益や戦略的必要とは関係なく、適切な行動を示す原則」と述べた。この定義は、単に主体を複数にするだけでなく、調整という行為が各国にとって利益を超えた原則に沿って行われるという、国家の関係性の質の部分に注目している<sup>23</sup>。

つまりラギーの主張は主体そのものよりも主体関係を重視しており、われわれがこれから述べる多主体間主義の定義と変わらない概念だと考えている。ラギーの定義が出されたのは冷戦直後の1993年であり、当時は国際協調に対する期待と楽観論さえも広がっていた<sup>24</sup>。

アントニオ・グデーレス国連事務総長は、年次報告の中で、「世界で問題が山積する中、多国間主義こそ、今後の課題に対処するための最善の道と言えます」<sup>25</sup>と述べている。しかし、近年話題に挙げたイギリスのEU離脱やアメリカのパリ協定離脱は、ラギーやグデーレスの主張のように、マルチラテラリズムを重視しているとは言えないだろう。先述したように国連事務総長は多国間主義を重視しており、国家間での協力関係が前提条件だと言えるのにもかかわらず、安保理常任理事国が国家関係を重視していないと推測できる。

また、グローバリゼーションが進む中で、世界規模の管理や運営が必要とされる問題が噴出し、協力関係が求められるのは国家のみではなくなったと言える。これまでも加盟国以外の主体として挙げられていたのは、国連およびその専門機関に勤める職員であり、中立の立場で働くことが求められる国際公務員、国連憲章に規定されている国連事務局組織、専門機関や付属機関などの国連システムの存在が認められてきた。加えて、国連システム以外でも、多種多様なNGO (Non-Governmental Organization: 非政府組織)、研究者や研究機関、独立委員会などが国際社会や世界的諸問題の脅威に対して既に多大な影響や貢献をもたらしている。どの主体も世界の平和のために国際的な問題に取り組むという姿勢は同じであると考えられる。

したがって、現代においてマルチラテラリズムを理解するためには、ラギーの主張と国連システムや非国家などの多主体間によるアプローチを含めたマルチラテラリズムの再定義が必要である。上記を踏ま

<sup>23</sup> John Ruggie, G. (1993) *"Multilateralism: The Anatomy of an Institution"*, John G. Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form*, New York: Columbia University Press, p11.

<sup>24</sup> 日本国際連合学会編(2017)「多国間主義の展開」『国連研究』18号、p12.

<sup>25</sup> United Nations. (2018) *Report of the Secretary-General on the Work of the Organization*, ([https://www.un.org/annualreport/2018/pdf/en/Full\\_Report.pdf](https://www.un.org/annualreport/2018/pdf/en/Full_Report.pdf)) (accessed July 2, 2020.), p2.

え、多国間主義としてのマルチラテラリズムを、清水(2011)に則して「加盟国政府、国連事務局や国連システム内の機関、さらには非政府的な組織等の国連システム内外の多様な主体が、国連法体系を中心とした国際法規範群に則って共同で政策を運営する行動様式とその志向性」<sup>26</sup>と定義した。

本論文では、元兵士が再武装化や犯罪行為を行うという脅威を防ぐためには、様々な主体と関係性を重視した多主体間主義によるアプローチが重要であると主張する。

## 第2章 なぜ元兵士が脅威となるのか

本章では、元兵士が脅威となった事例から要因を導き出し、それらを解決するために必要な要素を示す。

### 第1節 元兵士が脅威となりうる要因

本節では、前章で述べたモザンビーク、リベリアの事例に加えて、アフガニスタンの3か国の事例から現状分析を行い、元兵士が脅威となる最も大きな要因が合法的な経済的自立<sup>27</sup>の未達成であることを明らかにする。

#### 第1項 合法的な経済的自立とはなにか —モザンビーク、リベリアの事例から—

モザンビークでは、短期的な給付によって就業率が非常に低かったことや、政権与党であるモザンビーク解放戦線 (Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO) と野党第1党のモザンビーク民族抵抗 (Resistência Nacional Moçambicana: RENAMO) の元兵士間で支援に格差が生じたことが問題として挙げられる。2002年に定められた法律により、国軍として働いた者や傷痕軍人には、軍人恩給の支給が行われたが、RENAMOの元兵士はその施策から排除された。その後さらに政府は、FRELIMOの元兵士に限定して一時的ではなく、定期的な資金給付が約束される職を用意するなど、RENAMOの元兵士に対して明らかな支援格差が見受けられた。この対応に不満を持った RENAMO の元兵士による、FRELIMO の関係者や行政施設、鉄道などの襲撃事件が後を絶たず、約9か月で10,000人を超える難民を生み出してしまった<sup>28</sup>。

またリベリアでは、数千人におよぶ元兵士がダイヤモンドや金、ゴムなど天然資源を違法搾取することが国連により報告されている。DDRを約90,000人の元兵士が受けたにもかかわらず、社会復帰に成功

<sup>26</sup> 清水奈名子(2011)『冷戦後の国連安全保障体制と文民の保護——多主体間主義による規範的秩序の模索』日本経済評論社、p14。

<sup>27</sup> 本論文でわれわれは「合法的な経済的自立」を国際法や現地の法律に従った方法で安定的な収入を確保できている状態と定義する。

<sup>28</sup> モザンビークにおける法律制定、支援および銃撃戦のデータは、網中昭世(2017)「モザンビークにおける政治暴力発生のメカニズム—除隊兵士と野党の役割」『アフリカレポート』、55、62-73。  
([https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55\\_62/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55_62/_pdf/-char/ja)) (2020年7月2日。) pp63-66. より。

した人が非常に少なかったことや、社会復帰を待つ元兵士が何千人と残る中、信託基金を閉鎖したことも原因とされる<sup>29</sup>。

この2か国の事例から、要因は元兵士が脅威を生み出す最も大きな要因が合法的な経済的自立を達成できていないからであると理解できる。

## 第2項 アフガニスタンで行われたDIAGの事例

アフガニスタンではDDRが完了する前から非合法武装集団の解体(Disbandment of Illegal Armed Groups: DIAG)も同時に開始された。その背景にはアフガニスタンに非合法武装組織<sup>30</sup>が1,700以上存在したことが挙げられ、DIAGが開始された1年後に国会議員と県議会議員選挙が予定されており、非合法武装組織の指揮官などが武力を有したまま政治家になることを防ぐ意味もあった。プロジェクト開始から3年で1,700の非合法武装組織のうち、363の組織が解体され、41,183個の武器と30,000個あまりの弾薬が回収された。DIAGにおいて非合法武装集団の武装解除、動員解除は一定の成果を果たしたことになる。

しかし、DIAGの対象の郡であったジャルリツツ郡では武器回収が行われたにもかかわらず、DIAGが円滑に進まなかったことから脅威を生み出してしまう結果となった。ジャルリツツ郡の司令官はDIAGのプロジェクトが開始される1か月前に武器を政府に手渡したことから、これらの武器がDIAGへの武器提供と認定されず、DIAGの開発プログラムの恩恵が受けられなかったのである。武器回収後生活が窮乏したジャルリツツ郡の司令官は、自らがそのとき所有していた主要武器を闇市場で売却することで生計を立てることを選択してしまった<sup>31</sup>。

このアフガニスタンの事例からも元兵士が合法的な経済的自立を達成できないことが要因となって再び脅威を生み出す存在となってしまったのである。

## 第2節 合法的な経済的自立を困難にする要因—制度の問題・元兵士自身の問題

本節では、現状、脅威には繋がっていないが合法的な経済的自立を達成できていないことをモザンビーク、アフガニスタン、南スーダンの事例から分析し、さらに第1節で示した事例と合わせて分析を行い、元兵士の合法的な経済的自立の達成を困難にする要因を、「制度の問題」と、「元兵士自身の問題」に分類する。

### 第1項 モザンビークのさらなる事例

<sup>29</sup> United Nations Security Council. (2000) *The Role of United Nations Peacekeeping in Disarmament demobilization and reintegration*. S/2020.101, paras.31-32, February 11, 2000. (<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20S2000101.pdf>) (accessed July 4, 2020.)

<sup>30</sup> 本論文では、実際にアフガニスタンで行われたDDRに参加した東大作の『平和構築——アフガンと東ティモールの現場から』第4章『「非合法武装組織」解体の試練』に記載されている「その国の法律に定められていない武装組織を非合法武装組織とする」という定義に従う。

<sup>31</sup> DIAGに関するデータは東大作(2009)『平和構築——アフガンと東ティモールの現場から』岩波書店。より。



モザンビークでは国際移住機関（International Organization for Migration: IOM）や NGO 中心に独自のプロジェクトが行われたが、国際機関と NGO 双方に問題があったことが分かる。IOM が監督した地域基金（The Provincial Fund: PF）は、既存企業への雇用助成金による雇用創出、6 か月間の実地訓練、見習い、就業斡旋、3 か月から 6 か月間のリハビリテーションの労働集約型事業など多岐に渡る支援を行った。都市部を中心に活動していたイタリアの NGO である Italian Trade Union Institute for Development Cooperation (ISCOS) は、元兵士の雇用と起業の機会を最大化することを重要視し、職業訓練とそれに関連した仕事の機会を結びつけることを目指した。しかし、3 か月間の職業訓練の提供であったため、社会施設の改善という点では地域社会にとって有益であったが、その期間が短く、元兵士の技能向上への投資が最小限であったために、元兵士が十分な技能を身に着けることができず、長期的な経済支援の促進にはほとんど貢献できなかった。このように短期的な職業訓練は技能の習得を十分に達成することができず、長期的な就業に繋がらない懸念があることが分かる。

また、モザンビークではどの社会復帰プログラムにおいても、元兵士の学習レベルは考慮されず、一般的な学習スキルの訓練や支援は提供されなかった。アプローチが職業訓練や雇用促進に特化したものであるため、実技訓練が多く、読み書き能力や計算能力などの基本的なスキルには対応していない。識字能力や計算能力のない人を対象とした訓練もあったが、訓練の大半は、すでにその分野である程度の能力を持っている人を対象としたものであり、結果的に元兵士が就業の機会を得られる数を制限してしまった。この事例から、識字能力や基本的計算能力などの強化をせず職業訓練に向かわせてしまうことは、訓練内容・雇用の選択肢の幅を狭めてしまうことに繋がる<sup>32</sup>。

モザンビークにおいて、電気の通っていない村で電気技師の訓練を受けた元兵士がいたというミスマッチが起こった事例や訓練を受けた元兵士の多くは得た雇用が 6 か月以上続かず、再び貧困に陥ったこともある<sup>33</sup>。

## 第 2 項 アフガニスタンのさらなる事例

アフガニスタンでは、第 1 節で述べたように、翌年に総選挙が行われる予定だったため和平プロセスを迅速に進める必要があった。

アフガニスタン政府・日本国政府・国連アフガニスタン支援ミッション（United Nations Assistance Mission in Afghanistan: UNAMA）によって独立行政機構「アフガニスタン新生計画（Afghanistan's New Beginnings Program: ANBP）」が設立され、総選挙までに約 10 万人を武装解除して軍閥を解体し、3 年計画で兵士が社会に復帰することを目標にプロジェクトが実施された。平和的な生活を送ることを決意した元兵士を登録し、職業訓練と雇用促進を含めた社会復帰支援を行った。独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）の調査報告書<sup>34</sup>によると、プロジェクトの制約条件としては主に 3 つが挙げられた。1 つ目に元兵士の多くが 2 年の職業訓練、1 年の企業実習の合計

<sup>32</sup> Hinako Toki. (2004) *Peace-Building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: The Experiences of Mozambique and Sierra Leone*. ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_02.pdf)) (accessed July 4, 2020.), pp42-43.

<sup>33</sup> Jaremey, McMullin Junior Research Fellow and DPhil Candidate. (2004) "Reintegration of combatants: were the right lessons learned in Mozambique?", *International Peacekeeping*, 11 (4), 625-643. (<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/1353331042000248704>) (accessed June 4, 2020.), p629.

<sup>34</sup> JICA(2003)「アフガニスタン DDR・職業訓練分野プロジェクト形成調査報告書」([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11751617\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11751617_01.pdf)) (2020年7月5日。)より。

3年という短期間に訓練を修了する必要があったこと、2つ目に元兵士の多くが非識字者であったこと、3つ目に訓練内容が、修了後に直ちに自営業を含む就業に繋がり、かつ社会的ニーズを満たすものであったことである。そのため、技能職を養成するよりも技能職の技能の一部をもつ単能工、あるいは技能職に至らないレベルの技能習得に限定された。結果的に、2005年9月末時点では自立調査を実施した3,167名のうち84%が何らかの形で就業したが、一方でその持続性に疑問が残る。アフガニスタンにおけるDDRでは、元兵士の完全な社会復帰ではなく軍閥復帰や犯罪集団化防止が達成目標とされたため、職業訓練から雇用に移行した段階でANBPは撤退し、2005年以降事業効果の継続や上位目標に関する十分な調査は行われていない。また、モザンビークでは同じあるいは近くの地域にいる動員解除された兵士の多くに同タイプの職業訓練の内容を提供したことで、同程度のスキルを持つ人材が労働市場に大量に流入し、市場状況を悪化させたことが指摘されている。その点で、アフガニスタンにおける職業訓練は識字能力、基本的計算能力の欠如から起因する習得スキルの制限が課題として考えられる。

### 第3項 南スーダンの事例

南スーダンでは、紛争後に難民の帰還などにより人口が急増し、復興のために幅広い産業で人材ニーズが高まっているが、必要な技能を持つ人が少ないために技能労働のほとんどを南スーダンの国民以外が占めているという現状である。そこで首都ジュバにおいて「南スーダン国基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト (Project for Improvement of Basic Skills and Vocational Training in Southern Sudan: SAVOT)」<sup>35</sup>が行われた。プロジェクトの形態としては、労働・人事・人材開発省の管轄下にある3つの職業訓練センター (Vocational Training Centre: VTC) および13のノンフォーマル訓練機関<sup>36</sup>に支援を行った。ジュバ、ワウ、マラカル<sup>37</sup>の3都市で主に展開され、プロジェクト全体でのべ5,836人が受講した<sup>37</sup>。成果として、SAVOTが卒業生199人を対象に行った調査では、199人中142人が現在働いている、または訓練後に就業したが現在は働いていないと答えた。その内訳としては、ジュバで就業率70%以上、マラカル、ワウで50%以上である。しかし、その半分以上は契約雇用で、採用先の事業縮小による人員削減の影響を受けやすく、安定した雇用を得られなかった。地方都市であるマラカル、ワウではVTC側が地元の零細企業や組合との強い関係を構築することができず、就業支援が行われなかった。経済規模が小さく受け皿である企業数が少なかったことも相まって、長期的でない雇用に繋がった。安定した長期的な雇用が達成できなければ、経済的自立は難しい。経済的自立が達成できなければ、元兵士が生活のために犯罪行為に従事する可能性もある。このことから、雇用後を鑑みた就業支援やケアが必要であることが分かる。

### 第4項 制度の問題点・元兵士自身の問題点

<sup>35</sup> SAVOTでは元兵士だけでなく、知識の習得や技能の向上を目指す在職者や求職者、女性も参加している。

<sup>36</sup> 同時期に南スーダン全10州で活動していた現地NGOに対して、能力強化や自立支援を行った。

<sup>37</sup> 独立行政法人国際協力機構 (2013)「南スーダン共和国基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2 (職業訓練センター・職業訓練プロバイダー能力強化分野) 事業完了報告書」 ([https://libopac.jica.go.jp/images/report/12125928\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12125928_01.pdf)) (2020年7月3日。)、p s-ii.

以上第1節、第2節で検証したモザンビーク、リベリア、アフガニスタン、そして南スーダンの事例から、元兵士が合法的な経済的自立を達成できない要因を制度の問題点、元兵士自身の問題点にそれぞれ分類する。

モザンビークでは制度の問題点として、①「限定的な職業訓練期間」、②「雇用先の未確定」、③「基礎的訓練（識字・計算能力）の欠如」、④「確約の不在」の4つが挙げられる。元兵士自身の問題点として⑦「基礎学力（識字・計算能力）の欠如」が挙げられる。

リベリアでは制度の問題点として、④「確約の不在」が挙げられる。元兵士自身の問題点として、⑧「倫理観<sup>38</sup>の欠如」が挙げられる。

アフガニスタンにおいては制度の問題点として、①「限定的な職業訓練期間」、②「雇用先の未確定」、③「基礎的訓練（識字・計算能力）の欠如」、④「確約の不在」、⑤「業種の乏しさ」の5つが挙げられる。元兵士自身の問題点として、⑦「基礎学力（識字・計算能力）の欠如」と⑧「倫理観の欠如」の両方を挙げる事ができる。

南スーダンでは、制度の問題点として、⑥「就業支援不足」が挙げられる。

以上の制度において、元兵士が合法的な経済的自立を達成するためにそれぞれの問題点を解決することが求められる。

【表 1:合法的な経済的自立を困難にする制度/元兵士の問題】

制度	① 限定的な職業訓練期間 【モザンビーク】	短期的な職業訓練は新しいスキル習得に不十分。
	② 雇用先の未確定 【モザンビーク・アフガニスタン】	ミスマッチ / 就業が担保されていない。
	③ 基礎的学力（識字・計算能力）の欠如 【モザンビーク・アフガニスタン】	支援側が一般教育を提供しないことで結果的に仕事・雇用の選択肢を狭める。
	④ 確約の不在 【アフガニスタン・モザンビーク・リベリア】	確約された支援や訓練が提供されない。
	⑤ 業種の乏しさ 【アフガニスタン】	扱われた業種が偏っていた。
	⑥ 就業支援不足 【南スーダン】	経済的自立を持続させるには訓練後の就業支援と雇用後のケアが必要。
元兵士	⑦ 基礎学力（識字・計算能力）の欠如 【モザンビーク・アフガニスタン】	習得技能の質が低く、労働市場での競争力低下に繋がる。
	⑧ 倫理観の欠如 【リベリア・アフガニスタン】	再武装や犯罪行為に繋がる。

(筆者作成)

<sup>38</sup> 本論文でわれわれは、「倫理観」を元兵士が行う行動が合法的であることや、その行動が他へ与える影響を考慮する判断基準と定義する。

### 第3節 合法的な経済的自立を達成するために

第2節では、元兵士の合法的な経済的自立を達成する上で、制度面と元兵士の両方に問題があることを証明した。本節では、上記問題点の職業訓練に関係する要因に焦点を絞り、その問題点を解決する手段として、職業訓練の内容と、それにもなった就業支援を実行することの有用性を説く。なお、問題点を考察する上で、政治的要因<sup>39</sup>と位置付けられるものは本論文では扱わないこととする。

#### 第1項 職業訓練の重要性—エリトリアの事例から

エリトリア政府の要請を受けて JICA が 2005 年から実施した「除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト」では職業訓練から就業へと繋がった成果がみられた。

プロジェクト終了時に実施した研修受講生へのアンケート結果では 70.8%の受講生が研修内容に満足している。これは研修内容の質も良く、実施内容とニーズに大きな差がなかったと考えられる。また訓練修了後 5 か月以上経た訓練生を対象として就業状況調査を行った結果、訓練コース修了生で何らかの経済活動に従事している者は全体の 63.5%であり、45.2%が訓練コースに関連する分野での就業を果たしていることが分かった。訓練コースに関連する分野の就業者が 45.2%という結果は JICA の調査結果報告書によると「エリトリア経済を考慮すると修了生の 2 名中 1 名が関連する分野で仕事を確保していることはプラスに評価すべきであるといえる」<sup>40</sup>としている。

#### 第2項 職業訓練の内容の問題点—シエラレオネの事例から

エリトリアの事例とは異なり、職業訓練が長期的な就業に繋がらなかったシエラレオネの事例を提示し、職業訓練の内容の問題を主に 2 点指摘する。

1 つ目はプログラム全体の遅延である。資金不足や人員不足によりプログラムが遅れ、確約された支援が行われず、不信感をもった一部の元兵士により治安の悪化が招かれた。これは表.1 の④「確約の不在」にあたる。

2 つ目は職業訓練期間の短さである。シエラレオネで行われた職業訓練ではプログラム参加が 6 か月と限られていたため識字や技術習得にあたっては期間が短く、有益性が問われた。これは表.1 の①「限定的な職業訓練期間」にあたる<sup>41</sup>。

#### 第3項 職業訓練と就業を結びつける上での問題点—ルワンダの事例から

ルワンダでは、1994 年の内戦終結以降、元兵士を含めた失業者に雇用を提供する目的で、公共事業プロジェクトを行った。5 から 6 か月の間、農村部の世帯の収入よりも高い賃金で都市開発に携わらせた。

<sup>39</sup> 本論文でわれわれは「政治的要因」を政治的な理由によってなんらかの支援の円滑な実施を阻害するものとする。

<sup>40</sup> 独立行政法人国際協力機構(2007) 「エリトリア国の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト終了時評価調査団報告書」 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11858826.pdf>) (2020 年 7 月 3 日。)、p iii.

<sup>41</sup> Hinako Toki. (2004) *Peace-Building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: The Experiences of Mozambique and Sierra Leone*. ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_02.pdf)) (accessed July 4, 2020.), pp80-81.

しかしながら、ルワンダでは仕事不足が問題となっており、特に元兵士の雇用先が不足しているという問題が発生した<sup>42</sup>。これは表.1の②「雇用先の未確定」に該当する。

このルワンダの事例や、第2節で述べたモザンビークの電気技師の事例から、職業訓練が実施される場合、長期の就業を見越したものになっていなければならないと分かる。

元兵士の合法的な経済的自立のために職業訓練を経て就業をする可能性が考えられるが、職業訓練の内容における問題と職業訓練と就業を結びつける上での問題の双方を解決しなければ、職業訓練は元兵士の合法的な経済的自立の達成には最大の効果を発揮することができないことが分かる。

### 第3章 元兵士が合法的な経済的自立を果たすための就業支援プロジェクト

第2章では、元兵士が脅威となる原因が、制度による要因と元兵士自身の要因による合法的な経済的自立の未達成であることを示した。その解決に向けた選択肢の一つとして、職業訓練を通じて長期的に職に就くことが必要であると述べた。第3章では、われわれの仮説として、元兵士の合法的な経済的自立を目的としたマルチラテラルな就業支援プロジェクトを提言し、このプロジェクトが元兵士の引き起こす脅威の防止において果たす役割を論じる。

#### 第1節 政策提言までの流れ

本節では、まず第1項にて、前章で言及した元兵士の合法的な経済的自立を妨げる原因となる制度と元兵士自身に関連する職業訓練の内容における問題点と職業訓練と就業を結びつける上での問題点を整理し、それらを踏まえた解決策に必要な要素を提示する。続く第2項では、第1項で挙げた要素を含んだマルチラテラルな職業支援プロジェクトが必要であること説明し、その目標を示す。

#### 第1項 政策に必要な要素

前章では、事例をもとに制度と元兵士自身の課題を述べた。第1項では、制度の課題に対する必要な要素を挙げていく。その際には、職業訓練自体についての課題の改善に必要な要素と、職業訓練と就業を結びつける上での課題の改善に必要な要素の2つに分けて論じる。制度の課題を解決することで、元兵士自体の問題も解決することができる。

まず、職業訓練自体の課題とその改善に必要な要素は3つある。

1つ目は短期的な実施期間によって、技能が身につかないという課題があった。これに対しては実施期間の拡大が必要になる。

---

<sup>42</sup> Philip, Verwimp & Marijke, Verpoorten. (2004) "What are all the soldiers going to do?" *demobilisation, reintegration and employment in Rwanda: Analysis*, Conflict, Security & Development, 4 (1), pp39-57. (<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/1467880042000206859?journalCode=ccsd20>) (accessed July 3, 2020.), p49.

2つ目は職業訓練で扱う業種の乏しさという課題があった。これに対しては訓練で扱う業種の多様化が必要になる。

3つ目は元兵士の教育の不足という課題があった。これに対しては職業訓練に加えた基礎教育と倫理教育<sup>43</sup>の充実が必要になる。

次に、職業訓練と就業を結びつける上での課題の改善に必要な要素は3つある。

1つ目は職業訓練で扱われる職業と地域の職業ニーズとの間のミスマッチがという課題があった。これに対しては地域の職業ニーズの事前調査が必要になる。

2つ目は雇用先の不足という課題があった。これに対しては企業との連携強化による雇用の拡大が必要になる。

3つ目は就業後のケア不足という課題があった。これに対しては就業後の継続的なケアの実施が必要になる。

【表2：制度の課題とその改善に必要な要素】

	課題	改善に必要な要素
職業訓練	① 短期的な実施期間	実施期間の拡大
	②業種の乏しさ	業種の多様化
	③教育不足	職業訓練、基礎教育と倫理教育双方の充実
職業訓練と就業を結びつけるもの	①職業訓練で扱われる職業と地域の職業ニーズのミスマッチ	地域の職業ニーズの事前調査
	②雇用先の不足	企業との連携強化による雇用の拡大
	③就業後のケア不足	就業後の継続的なケア

(筆者作成)

## 第2項 マルチラテラルな職業支援プロジェクト

第1項では、既存の職業訓練における課題とその解決に必要な要素について説明した。本項では、われわれの仮説として、前項で説明した要素を包括的に含んだマルチラテラルなアプローチによる、就業支援プロジェクトを行う必要性を提示する。

われわれの提言するプロジェクトがマルチラテラルなアプローチである理由は、各主体が独立して行う活動では不十分であると事例により判明したからだ。モザンビークの社会再統合支援プロジェクトでは、地方組織や国際機関、また NGO などの主体の調整において問題があり、政策がうまく機能しなかった<sup>44</sup>。さらに第2章の同国の事例においても指摘できる。前章の電気工技師の事例から、職業訓練と就業

<sup>43</sup> 本論文でわれわれは、「倫理教育」を元兵士が暴力を否定し、合法的な行動と違法的な行動を区別するための能力を育成する教育と定義する。

<sup>44</sup> Hinako, Toki. *Peace-building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: the Experiences of Mozambique and Sierra Leone* ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-)

のミスマッチが生じていたことがわかる。これは主体間の連携が不十分であったことが原因と考えられる。

以上の事例から、単独の主体だけでは問題に対する有効な解決策の提示が困難であるため、複数の主体の連携によるマルチラテラルなアプローチが必要であると考えられる。

また、本論文で提示する就業支援プロジェクトの目標は元兵士が長期的に働き、合法的な経済的自立を果たすことによって、脅威となる危険を防ぐことである。

## 第2節 具体的な就業支援プロジェクトの提示

本節での第1項では、前節で提示した課題に取り組む主体を列挙し、各主体の役割を提示する。第2項では、各々の主体が各フェーズにおいて実施する活動を示しつつ、元兵士の合法的な経済的自立を目標とした、具体的な就業支援プロジェクトを提言する。

### 第1項 就業支援プロジェクトでの各主体の役割

本論文で提示する就業支援プロジェクトでは、以下の主体が役割を担う。

第1に、国際機関の役割について述べる。国際機関は本プロジェクトの全体を統括する役割を担う。また、元兵士の就業後のアフターケアに加え、世界銀行やドナー国政府からのプロジェクト運用資金の調達など、プロジェクト全体の基盤を支える役割を担う。実際上記の役割を果たしている国際機関として、国連人道問題調整事務所（OCHA）がある。OCHAは「各国政府や他の国連機関、赤十字、そして国際NGO等と連携し、緊急・人道支援活動の具体的調整、必要な資源の動員、円滑かつ効果的に支援活動を進めるための情報管理、啓発・理解促進、そして国際的な人道課題に関する政策形成」<sup>45</sup>を行っている。

第2に、現地国家の役割について述べる。プロジェクトを導入する上での、現地国家の大きな役割の1つに活動の承認がある。これを重視する理由は、平和構築活動における他国の介入が、内政不干渉原則<sup>46</sup>に抵触する可能性があるからだ。くわえて、現地国家は国際機関と同様に、元兵士の状態調査や、現地の職業ニーズの調査などの活動も行う。実際にカンボジア政府は、国防予算を削減し、これを社会経済開発に向けたことを目標に、2000年からの3年間に31500人の兵士を動員解除することを目標にした「カンボジア動員解除社会復帰プロジェクト(Cambodia Demobilization and Reintegration Project :CDRP)」を実施した。具体的には、元兵士のニーズ把握や雇用確保のために民間企業と連携を行っている。以上の事例より、現地国家にはこのプロジェクトでの役割を果たす能力や参加する動機があるといえる<sup>47</sup>。

第3に非政府組織（NGO）の役割について述べる。NGOは元兵士への初等教育や倫理教育、職業訓練など、プロジェクトの実働を担う。ソマリアなどで活動する国際NGOのアクセプト・インターナシヨ

ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\_02.pdf) (accessed July 5, 2020.)

<sup>45</sup> 国連人道問題調整事務所「OCHAについて」(<https://www.unocha.org/japan>) (2020年7月5日。)

<sup>46</sup> 国際法上で全ての国家や国家集団に対し、直接または間接的に他の諸国の対内、対外事項への干渉を禁止していること。International Court of Justice. (1986) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua. (<https://www.icj-cij.org/files/case-related/70/070-19860627-JUD-01-00-EN.pdf>) (accessed July 5, 2020.), p108.

<sup>47</sup> 国際協力事業団(2002)「カンボジア王国『除隊兵士自立支援計画』プロジェクト形成調査報告書」([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11758984\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11758984_01.pdf)) (2020年7月5日。) pp1-7.

ナルは、武装組織の元兵士に対して支援活動を行っており、具体的な活動に識字教育や就労支援などが挙げられる<sup>48</sup>。また、ウガンダやコンゴ民主共和国などで活動を行う国際 NGO のテラ・ルネッサンスは、教育の機会を奪われた元子ども兵士に職業訓練を行い、長期的な雇用につなげた<sup>49</sup>。これらの事例のように、国際 NGO は既に紛争終結国で、基礎教育や職業支援などの活動を行っている。

第 4 に、現地の民間企業の役割について述べる。現地の民間企業は元兵士の職業訓練における技術提供を行い、職業訓練を終了した元兵士の雇用を創出において重要な役割を果たす。実際に、エチオピアの事例では、産業技術教育・職業訓練 (TVET) 制度が存在し、国家と現地の民間企業との連携の下で、職業訓練や社内研修を通じて企業に必要な人材の育成がなされている<sup>50</sup>。

## 第 2 項 具体的な就業支援プロジェクトの内容

具体的な就業支援プロジェクトを説明する前に、本論文で扱われるプロジェクトの対象を確認する必要がある。まず、元兵士の中で 18 歳未満の元子ども兵士は子供の権利条約<sup>51</sup>によって児童労働に該当する問題が起こるため対象外とする。また、第 1 章で述べたように、医療スタッフなどの戦闘に間接的に参加した者に対しても元兵士になる戦闘員に該当しないため対象外とする。くわえて、われわれが対象とするのは脅威になりうる元兵士であるので、新たな脅威を生み出す可能性が低いと考えられる重度の精神的・肉体的障害を負っている元兵士は本プロジェクトの対象に入らない。最後に、DDR の中で DD が完了していない者は元兵士ではなく、兵士から元兵士への移行期にあるととらえるため元兵士を対象とした本プロジェクトから除外する。本論文では、上記の 4 つの原因で対象外となった者を除いた元兵士を就業支援プロジェクトの対象とする。

紛争終結直後の国家は財政面などの基盤が脆弱である。そのため、国際機関が主導し、世界銀行やドナー国政府が資金面で支援する。ただし、内政不干渉原則があるため、現地国家はプロジェクト実施を承認する必要がある。

第 1 段階では、プロジェクト自体の制度を整備する。このプロジェクトを受ける元兵士が十分な技能を身につけられるように、実施期間を長期化させる。また、国家がこのプロジェクトの実施を広範囲に知らせることで、情報の周知不足によって元兵士が職業訓練を受ける機会が制限されることを避ける。

第 2 段階では、第 2 章で述べた通り、現地の職業ニーズにあった職業訓練を通じた長期的な就業が、元兵士の合法的な経済的自立の達成に繋がる。そのため、職業訓練を始める前の段階で、企業の協力のもと、国家が現地の職業ニーズの調査を行い、国際機関は、この段階においても統括の役割を果たすべきだと考えた。はじめに、国家が各業種の就業率など現地の職業の実態を調査する。その上で、国家が現地企業に、求めている人材の特性と人数、職業訓練に協力してもらえるかなどのニーズ調査を行う。これによって、就業に適した職業訓練の内容を決め、就業率を高めることができる。この現地の実態調査とニーズ

<sup>48</sup> NPO 法人アクセプト・インターナショナル「DRR PROJECT」 (<https://www.accept-int.org/drr/index.html>) (2020年7月5日。)

<sup>49</sup> 認定 NPO 法人テラ・ルネッサンス「認定 NPO 法人テラ・ルネッサンスの活動内容について『コンゴ事業について』」 ([http://www.terra-r.jp/activity\\_congo.html](http://www.terra-r.jp/activity_congo.html)) (2020年7月5日。)

<sup>50</sup> 島津侑希(2014)「エチオピアにおける国家開発戦略としての産業技術教育・訓練 (TVET) 制度改革——1990年～2010年の政策文書に見る TVET の位置づけの変遷と量的拡大」国際教育協力論集, 17(1), 63-75. (<https://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/wp-content/uploads/2015/01/17-1-5.pdf>) (2020年7月5日。), pp63-68.

<sup>51</sup> 外務省「児童の権利に関する条約」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>) (2020年7月5日。)



調査をすることによって、効率的かつ適切な職業訓練を可能にすると考ええる。

第3段階として職業訓練を始めるにあたり、元兵士の状態調査を行う。紛争に参加したという特殊なバックグラウンドを持つ元兵士は、第2章で述べたように、倫理観や基礎学力が欠如している場合がある。これらは職業訓練開始前の段階で教育を施すことにより、職業訓練の質を向上させることができる。

具体的な方法としては、職業訓練を希望する全員の元兵士を対象に、倫理教育と初等教育の必要の有無を調査する。調査はNGOと国家が主体となって行い、全体の統括を国際機関が行う形とする。調査方法として、倫理観の有無はNGOを主体としたカウンセリングにより判断され、基礎学力はテストの実施によって測定される。調査の結果から、①異常なし、②倫理観の欠如、③基礎学力不足、④倫理観と基礎学力の欠如、の4区分に元兵士を分類する。分類された区分によって、プログラムの開始時点を変えることで、それぞれの元兵士に欠如している部分を補う形とする。

倫理観が欠如していると判断された元兵士に対しては、まずは集団で倫理教育を行う。改善が見られなかった場合には、NGOによる専門のカウンセラーが個別のカウンセリングを行い、倫理観を補う。基礎学力が不足していると判断された元兵士には、その国で定められている初等教育に相当する教育を行う。教育が施された状態で再度調査を受け、倫理観、基礎学力共に異常なしと判断されると、職業訓練を受ける段階へと進むことが可能となる。

第4段階では、NGOと企業による職業訓練を行う。この段階では、訓練における業種の数、訓練の実施期間、指導要員について述べる。

まず、実施される訓練の業種は過去のシエラレオネ<sup>52</sup>やカンボジア<sup>53</sup>の事例から農業や機械整備、コンピューター、理容、大工など多岐にわたって考えられるが、現地の職業ニーズを把握してから訓練の内容を決定するため職種の数については限定しない。

次に訓練の実施期間については、南スーダンの職業訓練の事例<sup>54</sup>によると求める熟練度の差に応じて訓練の期間が異なっていることが分かる。そのため、熟練度別に訓練に要する時間を考慮して設定する。ただし、JICAが行っている紛争国への支援プロジェクトの事例<sup>55</sup>から、目標の達成度次第では、後継事業の展開によってプロジェクト内容を継続する可能性もある。

最後に指導要員はNGOから派遣される人員だけでなく、直接優秀な人材を育成できる利点から、元兵士の雇用先となる現地企業からも指導する人員を派遣させることで賄う。

第5段階はプロジェクトの最終段階となる就業後のアフターケアである。われわれの最終目標は就業ではなく、元兵士を脅威から遠ざける事である。第2章で述べたように、就業したとしても、長くは続かないこともある。よって、仕事に就いてからも、合法的な経済的自立をした状態の継続が重要である。

そのために、元兵士、企業双方へのアンケート調査とそれを反映した活動が必要だ。これは職業ニーズの調査を行った国家がその情報をもとに行い、国際組織が統括する。JICAがエリトリアで行ったプロジェクトでは、訓練コースの修了生の就業状況を電話調査や郵便による報告で把握している<sup>56</sup>。調査すべき

<sup>52</sup> 落合雄彦(2011)『アフリカの紛争解決と平和構築—シエラレオネの経験』昭和堂、p91.

<sup>53</sup> 牧田満知子(2018)『紛争終結後のカンボジア—国軍除隊兵士と社会再統合』世界思想社、p105.

<sup>54</sup> United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Rapid Assessment of the Technical and Vocational Education and Training (TVET) Sector in South Sudan*. ([http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/juba/pdf/Rapid\\_Assessment.pdf](http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/juba/pdf/Rapid_Assessment.pdf)) (accessed July 5, 2020.) pp42-43.

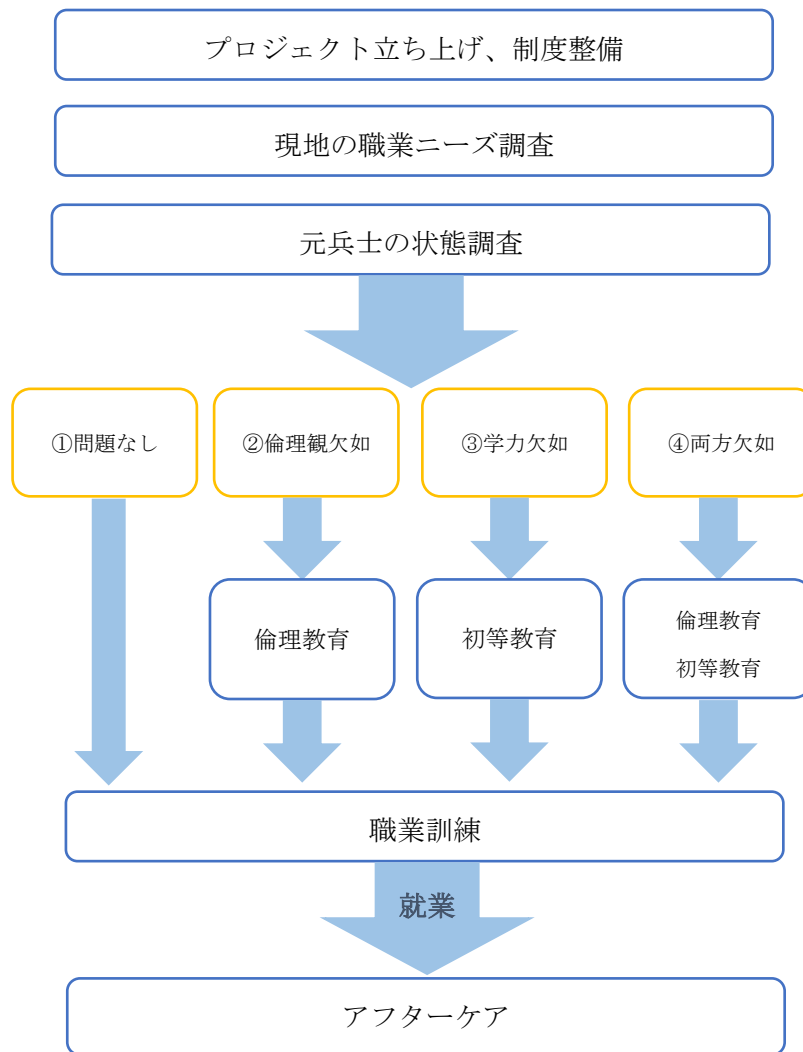
<sup>55</sup> 国際協力機構(2016)「2016年度外部事後評価報告書技術協力プロジェクト『ネリカ米振興計画プロジェクト』」([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_0800884\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0800884_4_f.pdf)) (2020年7月5日。)p14.

<sup>56</sup> 国際協力機構(2007)「エリトリア国除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト終了時評価団報告書」

内容は、実際の職場で労働環境は良好か、職業訓練で身に着けた技術は十分に役立っているか、元兵士の勤務態度は問題ないかといったことが挙げられる。アンケート調査の結果、問題があると判明した場合、職場環境や今後の職業訓練の改善を要請する。

われわれは、以上の5段階のプロジェクトを経て元兵士が脅威にならないための合法的な経済的自立を達成することが可能であると考えます。

【図1: プロジェクトの流れ】



(筆者作成)

### 第3節 本論文の限界と今後の展望

第2節では、第1節で述べた元兵士の合法的な経済的自立に必要な要素を取り込んだ解決策を提示した。しかし、この解決策にも限界がある。その限界とは以下の5つである。

1つ目は、参加者の人数の問題である。すでに述べたように、就業先を確保してからプロジェクトを進めることが確実に合法的な経済的自立の達成に不可欠である。しかし、確保できる就業先は無数にある

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11858826.pdf>) (2020年7月4日。), pp8-9.

わけではなく、それが元兵士の希望に可能な限り沿う場合にはより確保が困難になる。そのため、必然的に職業訓練プログラムに参加できる人数は限られてしまい、就業することのできない元兵士が生まれる。就業先だけでなく、職業訓練の段階で必要なカウンセラーや、初等教育のための教員や運営スタッフなどの人員、プロジェクトの運営資金も限られている。参加人数を可能な限り増やすためには、就業先の拡充、職業訓練の規模の拡大が課題となる。

2つ目は、就業後のケアの実現可能性である。われわれのプロジェクトの目標は職業を手にするのではなく、その先も続く長期的な合法的な経済的自立である。そのためには、既に述べたように就業後のケアが不可欠である。しかし、アンケート調査で就業後の実態を把握している事例<sup>57</sup>はあるものの、実際に調査をもとに改善のための行動を起こした事例は見つかっていない。つまり、就業後の長期的なケアの実現可能性を根拠づける例がない。

3つ目は、金銭的理由で犯罪に手を染めることの利益を完全には排除できていない点である。麻薬や武器の密輸よりも、職業訓練によって得られる職の給料が低い可能性はある。この場合、平和教育だけで犯罪に手を染める利益を完全に排除できるとは断定できない。

4つ目は、元兵士が脅威になる可能性が完全になくなったと判断することが困難であるという点である。このプロジェクトは永続的に地域に根差すものではないため、元兵士が職業に就き、長期的に生活を継続できる様子を観察できない。したがって、合法的な経済的自立を果たしたとしても、市場の縮小などで収入が減少、不安定化することで、再び脅威になる可能性は排除できない。

5つ目は、現地の政治的要因を考慮していない点である。われわれの掲げているプロジェクトでは、2章で指摘した「確約の不在」の原因の1つである政治的要因に対処することができない。そのため、モザンビークの事例のように国内の政治的対立などにより、プロジェクトの対象とされない元兵士が存在する場合があるので、元兵士が脅威となる可能性を完全には排除できない。

第2節で提示した解決策に関しては、上記の5つの問題点があり、必ずしも元兵士の再武装化を完全な形で防止できるわけではない。しかしながら、われわれはこの解決策を用いることで、目標とする元兵士が引き起こす脅威の防止に一定の効果を持つと考える。

この目標の実現性をさらに強固にするためには、合法的な経済的自立以外の要素も考えられる。例として、元兵士が地域コミュニティに精神的に帰属できることが重要な要素の1つとして挙げることができる。しかし、紛争で被害を受けた地域コミュニティにとって元兵士は加害者であり、コミュニティの一員として受け入れ難い場合がある。このように、元兵士を脅威から遠ざけるために解決すべき課題は多く残されており、今後も解決策を模索していく必要がある。

## 終章

冷戦終結以降、国家以外の主体によって「新しい戦争」が行われるようになり、国際社会に対して新しい平和への解決策が要求されるようになった。その1つの形として生まれた平和構築は、紛争が起きた

<sup>57</sup> 独立行政法人国際協力機構(2007) 「エリトリア国際隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト終了時評価団報告書」(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11858826.pdf>) (2020年7月4日。)、pp8-9。

国だけではなく、その紛争にかかわった個人をも対象とした活動を目標とした。

本論文では、世界的な問題となる脅威を生み出す可能性のある元兵士に焦点を当て、1つの解決策を提示した。元兵士が再武装化や犯罪行為を行うことで脅威を生んでいる状況を平和構築活動における重要な問題と捉え、それに対して元兵士の合法的な経済的自立を達成する必要性について述べた。解決策として職業訓練を伴った就業支援を提示し、その実現のためにマルチラテラルな協調を行うことで、元兵士個人の能力の拡張の重要性を説いた。

ここで本論文の課題として、元兵士の合法的な経済的自立のための長期的な就業に必要なアフターケアについては実現可能性が明確ではない点を挙げる。しかし、職業訓練から就業支援まで包括的に行うことで、元兵士の合法的な経済的自立の達成に向けた可能性を生み出すことはできると主張した。

紛争終結後、国家を構成する最小単位である市民に焦点を当てるのが平和構築活動では重要である。その一部となっている元兵士という個人の能力の拡張が、やがて当該国の平和へと繋がるだろう。

## 参考文献

### ○和文文献

#### (1) 書籍

- 石塚勝美(2017)『ケースで学ぶ国連平和維持活動——PKOの困難と朝鮮の歴史』創成社。  
今村仁司ほか編(2008)『社会学思想辞典』岩波書店。  
落合雄彦(2011)『アフリカの紛争解決と平和構築——シエラレオネの経験』昭和堂。  
清水奈名子(2011)『冷戦後の国連安全保障体制と文民の保護——多主体間主義による規範的秩序の模』日本経済評論社。  
田仁揆(2015)『国連を読む——私の政務官ノートから』ジャパンタイムズ。  
東大作(2009)『平和構築——アフガン、東ティモールの現場から』岩波書店。  
藤原帰一ほか編(2011)『平和構築・入門』有斐閣。  
牧田満知子(2018)『紛争終結後のカンボジア——国軍除隊兵士と社会再統合』世界思想社。  
峯陽一ほか編(2010)『アフリカから学ぶ』有斐閣。  
村田晃嗣ほか著(2018)『国際政治学をつかむ』有斐閣。

#### (2) 邦文論文

- 網中昭世(2017)「モザンビークにおける政治暴力発生メカニズム——除隊兵士と野党の役割」『アフリカレポート』, 55, 63-66. ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55\\_62/\\_pdf/char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/africareport/55/0/55_62/_pdf/char/ja)) (2020年7月2日。)  
上杉勇司ほか著(2006)「アフガニスタンにおけるDDR——その全体像の考察」『HIPEC研究報告シリーズ(広島大学)』(1), 1-29. (<http://hipec.hiroshima-u.ac.jp/oldhipec/HipecHPmoto/ja/products/RP1.pdf>) (2020年7月3日。)

大和田美香(2012)「南部スーダン・ジュバにおける労働市場と職業訓練」『季刊地理学』64, 60-73.

([https://www.jstage.jst.go.jp/article/tga/64/2/64\\_60/\\_pdf-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/tga/64/2/64_60/_pdf-char/ja)) (2020年7月3日。)

島津侑希(2014)「エチオピアにおける国家開発戦略としての産業技術教育・訓練(TVET)制度改革——1990年～2010年の政策文書に見るTVETの位置づけの変遷と量的拡大」国際教育協力論集, 17(1), 63-75.

(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/wp-content/uploads/2015/01/17-1-5.pdf>) (2020年7月4日。)

山根達郎(2007)「元戦闘員が再統合される社会の検討——DDRを通じた国家ガバナンスの変容を中心に」『国際政治』2007(149), 141-155.

渡邊昭夫(2017)「1 なぜいま多国間主義が問題なのか？」日本国際連合学会編『国連研究』18, 23-33.

### (3) 報告書

独立行政法人国際協力機構(2016)「2016年度外部事後評価報告書技術協力プロジェクト『ネリカ米振興計画プロジェクト』」([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_0800884\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0800884_4_f.pdf)) (2020年7月5日。)

——(2003)「アフガニスタンDDR・職業訓練分野プロジェクト形成調査報告書」

([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11751617\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11751617_01.pdf)) (2020年7月3日。)

——(2007)「エリトリア国除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト終了時評価団報告書」

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11858826.pdf>) (2020年7月4日。)

——(2013)「南スーダン共和国基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2(職業訓練センター・職業訓練プロバイダー能力強化分野)事業完了報告書」

([https://libopac.jica.go.jp/images/report/12125928\\_01.pdf](https://libopac.jica.go.jp/images/report/12125928_01.pdf)) (2020年7月3日。)

——(2018)「モザンビーク国職業訓練センター改善計画準備調査報告書」

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12304929.pdf>) (2020年7月3日。)

国際協力事業団(2002)「カンボジア王国『除隊兵士自立支援計画』プロジェクト形成調査報告書」

([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11758984\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11758984_01.pdf)) (2020年7月4日。)

### (4) 邦文訳書

Boutros-Ghali, B. (1992) *An Agenda for Peace: Preventing Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping*, UN Document, A/47/277-S/24111, June 17, 1992. (=ブトロス・ブトロス・ガリ『平和への課題』国際連合広報センター、1992年。)

Mary, Kaldor. (1999) *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford: Stanford University Press (=山本武彦・渡部正樹訳(2003)『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』、岩波書店。)

○欧文文献

### (5) 欧文論文

Jaremey, McMullin. (2004) “Reintegration of combatants: were the right lessons learned in

- Mozambique?”, *International Peacekeeping*, 11 (4), 625-643.  
(<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/1353331042000248704>) (accessed June 14, 2020.)
- Krijn, Peters. (2007) “Reintegration Support for Young Ex - Combatants: A Right or a Privilege?”. *International Migration*, 45 (5), 35-59.  
(<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/j.1468-2435.2007.00426.x>) (accessed July 3, 2020.)
- Philip, Verwimp & Marijke, Verpoorten. (2004) “What are all the soldiers going to do? demobilisation, reintegration and employment in Rwanda: Analysis”, *Conflict, Security & Development*, 4 (1), 39-57.  
(<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/1467880042000206859?journalCode=ccsd20>) (accessed July 3, 2020.)
- Ruggie, John G. (1999) “Multilateralism: The Anatomy of an Institution,” John G. Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form*, New York: Columbia University Press.
- (6) 報告書
- Hinako, Toki. (2004) *Peace-Building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: the Experiences of Mozambique and Sierra Leone*.  
([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_02.pdf)) (accessed July 4, 2020.)
- International Committee of the Red Cross. (2018) *The Roots of Restraint in War*.  
([https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/4352\\_002\\_The-roots-of-restraint\\_WEB.pdf](https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/4352_002_The-roots-of-restraint_WEB.pdf)) (accessed July 4, 2020.)
- International Court of Justice. (1986) *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua*.  
(<https://www.icj-cij.org/files/case-related/70/070-19860627-JUD-01-00-EN.pdf>) (accessed July 5, 2020)
- National Consortium for the Study of Terrorism and Responses to Terrorism. (2014) *Overview: Terrorism in 2014, Background Report*.  
([https://www.start.umd.edu/pubs/START\\_GTD\\_OverviewofTerrorism2014\\_Aug2015.pdf](https://www.start.umd.edu/pubs/START_GTD_OverviewofTerrorism2014_Aug2015.pdf)) (accessed July 4, 2020.)
- United Nations. (2018) Report of the Secretary-General on the Work of the Organization,  
([https://www.un.org/annualreport/2018/pdf/en/Full\\_Report.pdf](https://www.un.org/annualreport/2018/pdf/en/Full_Report.pdf)) (accessed July 2, 2020.)
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. *Rapid Assessment of the Technical and Vocational Education and Training (TVET) Sector in South Sudan*.  
([http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/juba/pdf/Rapid\\_Assessment.pdf](http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/FIELD/juba/pdf/Rapid_Assessment.pdf)) (accessed July 5, 2020.)
- United Nations General Assembly. *Disarmament, demobilization and reintegration*, UN Document,

A/60/705, paras.4,23-27 March 2, 2006

(<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20A60705.pdf>) (accessed July 4, 2020.)

United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs. (2008) *Glossary of Humanitarian Terms*.

(<https://www.who.int/hac/about/reliefweb-aug2008.pdf?ua=1>) (accessed July 2, 2020.)

United Nations Security Council, (2000) *The Role of United Nations Peacekeeping in Disarmament, Demobilization and Reintegration* UN Documents, S/2000.101, paras.1-2, February 11,2000.

(<https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Disarm%20S2000101.pdf>) (accessed July 4, 2020.)

——Fifteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Liberia, UN Document, S/2007/479, para.32, August 8, 2007

(<https://digitallibrary.un.org/record/605175>) (accessed July 4, 2020.)

○その他参考資料

(7) 邦文 web サイト

赤十字国際委員会「国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針」

(<https://www.icrc.org/en/doc/assets/files/publications/p0990-direct-participation-hostilities-japanese-2012.pdf>) (2020年7月4日。)

認定NPO法人テラ・ルネッサンス「認定NPO法人テラ・ルネッサンスの活動内容について『コンゴ事業について』」([http://www.terra-r.jp/activity\\_congo.html](http://www.terra-r.jp/activity_congo.html)) (2020年7月5日。)

NPO法人アクセプト・インターナショナル「DRR PROJECT」

(<https://www.accept-int.org/drr/index.html>) (2020年7月5日。)

(8) 欧文 web サイト

United Nations Institute for Training Research (2019) **DISARMAMENT, DEMOBILIZATION,AND REINTEGRATION**

(<https://unitar.org/sustainable-development-goals/peace/our-portfolio/disarmament-demobilization-and-reintegration>) (accessed July 5, 2020.)